

3 令和5年度予防接種実施計画

(1) 標準接種期間

標準的な接種期間は、定期接種実施要領に示されている。本調査の集計では、上記実施要領に示された期間を標準的な接種期間とした。

標準的な接種期間については、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の第1期初回接種の「生後2月に達した時から生後12月に達するまで」のように一定の期間が定められているものもあるが、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の第1期追加接種の「初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおく」のように、初回接種の終了時点からの期間を定めていて、初回接種の終了時点により標準的な接種期間が異なるものもある。

本調査においては、DPT-IPV、DPTの第1期追加接種の標準的な接種期間について、およそ次の年齢範囲にあるものと想定して解析を行った。すなわち、標準的な接種期間の開始は、1期初回接種が開始できる最も若い生後2月から最短の標準的な接種間隔20日をあけて3回接種し終わった後に、1期追加接種まで12月の期間を置いたおおむね1歳3か月であり、標準的な接種期間の終了は、1期初回接種が開始できる最も遅い生後12月から最長の標準的な接種間隔56日をあけて3回接種し終わった後に、第1期追加接種まで18月の期間を置いたおおむね2歳10か月であるとした。

なお、IPVの第1期初回接種については、標準的な接種間隔の設定はなく、20日以上の間隔をあけることのみが示されている。つまり、接種間隔の上限の定めがなく、追加接種について標準的な接種期間の想定ができない。また、急性灰白髄炎の生年別接種完了率を解析するにあたっては、DPT-IPV及びIPVという標準的な接種期間の異なるワクチンの接種者数の合計を用いて生年別接種完了率を算出していることから、標準的な接種期間を想定しての解析はできなかった。

Hibワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種については、初回の接種月齢・年齢に応じて接種間隔・回数が定められている。本調査では、Hibワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンのうち、前者の標準接種期間について、次のとおり想定した。初回接種開始が生後2月から生後7月に至るまでの場合について、標準的な接種間隔は27日から56日、追加接種は標準的には初回接種終了後7月から13月までの間隔をおくことから、上記のDPT-IPV、DPTの第1期追加接種と同様の計算方法により、初回接種を生後2月からおおむね生後11月、追加接種をおおむね生後11月からおおむね2歳とした。

また、水痘ワクチンの標準的な接種期間について、およそ次の年齢範囲にあるものと想定して解析を行った。すなわち、1回目の標準的な接種期間は1歳から1歳3か月に達するまで、2回目の接種は、標準的には1回目接種終了後6月から12月までの間隔をおくことから、上記のDPT-IPV、DPTの第1期追加接種と同様の計算方法により、2回目の標準接種期間を1歳6か月から2歳3か月とした。

(2) 定期予防接種における注意点

ア 予防接種法の改正

平成 25 年 3 月 30 日に予防接種法の一部を改正する法律が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病として Hib（ヒブ）感染症、小児の肺炎球菌感染症、子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）が新たに追加された。また、これまで一類疾病、二類疾病となっていた分類をそれぞれ A 類疾病、B 類疾病とし、新たに追加した Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、子宮頸がんについては、A 類疾病とした。

平成 26 年 7 月 2 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令が、同年 7 月 16 日に予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が、それぞれ公布され、平成 26 年 10 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病として水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が新たに追加された。新たに追加した水痘については A 類疾病、高齢者の肺炎球菌感染症については、B 類疾病とした。

平成 28 年 6 月 22 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、平成 28 年 10 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病として B 型肝炎が A 類疾病へ新たに追加された。

令和 2 年 1 月 17 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、令和 2 年 10 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病としてロタウイルス感染症が A 類疾病へ新たに追加された。

イ ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種

平成 24 年に、急性灰白髄炎の使用ワクチンの変更があり、平成 24 年 9 月に経口生ポリオワクチンに代わって IPV が導入され、さらに平成 24 年 11 月に DPT-IPV が導入された。DPT-IPV が導入された際、これまでジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種と急性灰白髄炎の予防接種に分かれていた予防接種が、定期接種実施要領で、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種に統一された。

現在、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種に使用されるワクチンは、DPT-IPV、DT、IPV となっている。

DPT-IPV 及び IPV の接種間隔及び接種年齢は、令和 5 年 4 月 1 日から接種対象年齢を拡大し、初回接種については生後 2 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこととされている。IPV の初回接種については、標準的な接種間隔の設定はなく、20 日以上の間隔をあけることのみが示されている。

ウ 麻しん及び風しんの予防接種

麻しん対策の強化と、風しんによる先天性風しん症候群の予防のため、平成 18 年度から麻しん単抗原ワクチン、風しん単抗原ワクチンに加え、MR が定期予防接種ワクチンに追加された。

接種方式は、第 1 期：1 歳児（生後 12～24 月児）と第 2 期：5 歳以上 7 歳未満児（小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの：いわゆる幼稚園等年長相当児）を対象とした 2 回接種となっている。

エ 日本脳炎の予防接種

日本脳炎の予防接種については、過去にマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンと重症の急性散在性脳脊髄炎（ADEM）との因果関係が肯定されたため、積極的な接種勧奨が差し控えられてきた経緯がある。平成 21 年 2 月 23 日に乾燥細胞培養による日本脳炎ワクチンが承認され、新たに第 1 期予防接種の使用ワクチンとして位置づけられた。同様に、平成 22 年 8 月 27 日からは第 2 期の使用ワクチンとしても位置づけられた。

平成 22 年度からは、積極的な接種勧奨が再開され、接種勧奨が差し控えられていた期間に接種を受けなかった者に対して接種機会を確保するため、接種対象年齢の拡大が行われてきた。平成 25 年度からは、平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、20 歳未満にある者は第 1 期及び第 2 期が接種可能であり、平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日に生まれた者で、生後 6 月以上 90 月未満または 9 歳以上 13 歳未満の者で、平成 22 年 3 月 31 日までに第 1 期の予防接種が終了していない者は、第 1 期が接種可能となっている。

オ 子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）の予防接種

子宮頸がんの予防接種については、平成 25 年 4 月 1 日より定期接種の対象となった。しかし、ワクチンの副反応の報告等を受け、平成 25 年 6 月 14 日の厚生労働省の検討会議の結果、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、一時的に積極的な接種勧奨を差し控えることになった。

令和 4 年度からは、積極的な接種勧奨が再開され、接種勧奨が差し控えられていた期間に接種を受けなかった者に対して接種機会を確保するため、時限的に、従来 of 定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこととなった（キャッチアップ接種）（令和 4 年 3 月 18 日健発 0318 第 3 号厚生労働省健康局健康課長通知）。対象は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子で、過去にワクチンの接種を合計 3 回受けていない者に対し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 3 年間、公費で接種可能となった。なお、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる平成 18 年度及び平成 19 年度に生まれた女子については、通常 of 接種対象年齢を超えても令和 7 年 3 月 31 日まで公費で接種可能である。

令和 5 年度からは、定期予防接種で使用可能なワクチンとして、従来 of 2 価及び 4 価に加え 9 価ワクチンが使用可能となった（令和 5 年 3 月 31 日健発第 19 号厚生労働省健康局長通知）。

(3) 各予防接種における接種期間

各予防接種の接種対象期間を図にまとめた(図3-1~3-18)。内容は、予防接種法施行令に記載された接種期間を最初の項目とし、次に定期接種実施要領に記載された標準的な接種期間を、その下に各市町村が定める接種対象期間を記載し、該当する市町村数を左側に記した。図中における「●」は開始年齢を、「▲」は終了年齢(接種年齢には含まない)を示す。

※ 定期接種期間の年齢の多くは「生後90月まで」であるが、資料集では年齢(7歳6か月)での表記を用いた。また、表中では「生後」という表記は省略した。

ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種

(ア) DPT-IPV1 期初回及び IPV1 期初回

接種対象期間は、全市町村で定期接種期間と同じ生後2か月~7歳6か月であった(図3-1)。

項目	2か月	...	1歳	...	7歳6か月
法定接種	●				▲
標準接種	●			▲	
市町村数	2か月	...	1歳	...	7歳6か月
63	●				▲

図3-1 DPT-IPV1 期初回及び IPV1 期初回 接種期間

(イ) DPT-IPV1 期追加及び IPV1 期追加

接種開始年齢は、生後2か月:62市町村、10ヵ月:1市町村であった。接種終了年齢は、全市町村で7歳6か月であった(図3-2)。

DPT-IPV1 期追加・IPV1 期追加

項目	2か月	...	10か月	1歳3か月	...	2歳10か月	...	7歳6か月	
法定接種	●								▲
標準接種				●			▲		
市町村数	2か月	...	10か月	1歳3か月	...	2歳10か月	...	7歳6か月	
62	●								▲
1			●			▲			

図3-2 DPT-IPV1 期追加 接種期間

(ウ) DT2 期

接種対象期間は、全市町村が定期接種期間と同じ11~13歳であった(図3-3)。

項目	11歳	12歳	13歳	
法定接種	●			▲
標準接種	●	▲		
市町村数	11歳	12歳	13歳	
63	●			▲

図3-3 DT2 期 接種期間

イ 麻しん及び風しんの予防接種

(ア) MR 第1期

第1期の接種対象期間は、全市町村で定期接種期間と同じ1～2歳であった（図3-4）。

(イ) MR 第2期

第2期の接種対象期間は、全市町村で定期接種期間と同じ5～7歳であった（図3-4）。

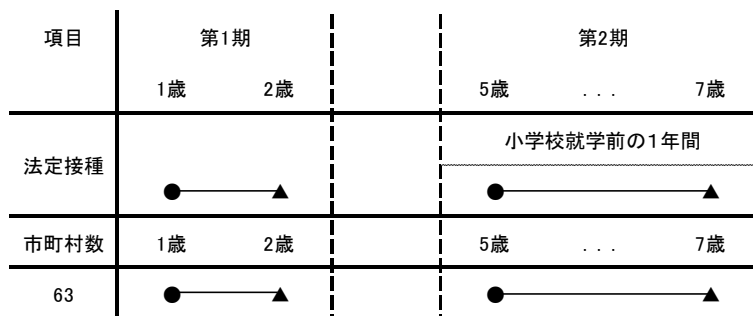


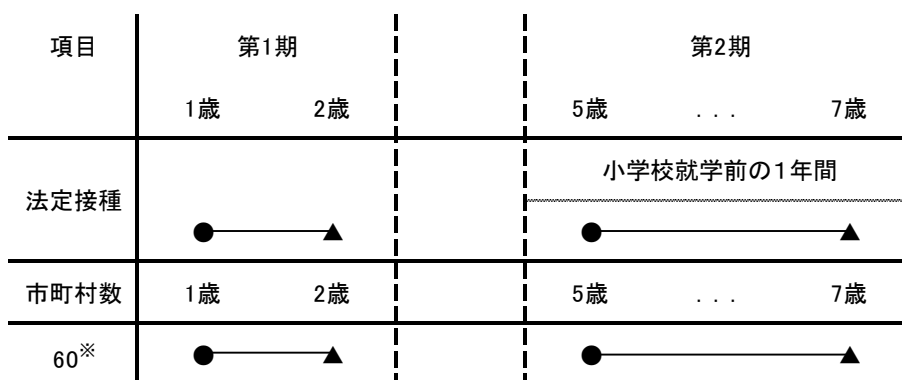
図3-4 MR 第1期及び第2期 接種期間

(ウ) 麻しん単抗原ワクチン、風しん単抗原ワクチン 第1期

第1期の定期接種対象期間は、60市町村が定期接種期間と同じ1～2歳であった。また、1市町村については、「医師会と契約をしていないため、単抗原接種希望者がいた場合、混合ワクチンの接種を勧める」とし、2市町村は「該当なし」及び「単抗原ワクチンは設定していない」としていた（図3-5）。

(エ) 麻しん単抗原ワクチン、風しん単抗原ワクチン 第2期

第2期の定期接種対象期間は、60市町村が定期接種期間と同じ5～7歳であった。また、1市町村については、「医師会と契約をしていないため、単抗原接種希望者がいた場合、混合ワクチンの接種を勧める」とし、2市町村は「該当なし」及び「単抗原ワクチンは設定していない」としていた（図3-5）。



※「医師会との契約をしていないため、単抗原接種希望者がいた場合、混合ワクチンの接種を勧める」とした1市町村及び「該当なし」、「単抗原ワクチンは設定していない」とした2市町村を除く。

図3-5 麻しん単抗原、風しん単抗原 第1期及び第2期 接種期間

ウ 日本脳炎の予防接種

(ア) 1期初回

接種開始年齢は、生後6か月：61市町村、3歳：2市町村であった。接種終了年齢は、全市町村で7歳6か月であった（図3-6）。

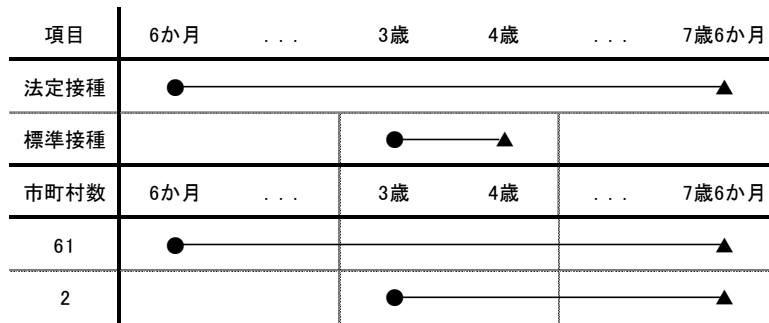


図3-6 日本脳炎1期初回 接種期間

(イ) 1期追加

接種開始年齢は、生後6か月：60市町村、1歳1か月：1市町村、3歳：2市町村であった。接種終了年齢は、全市町村で7歳6か月であった（図3-7）。

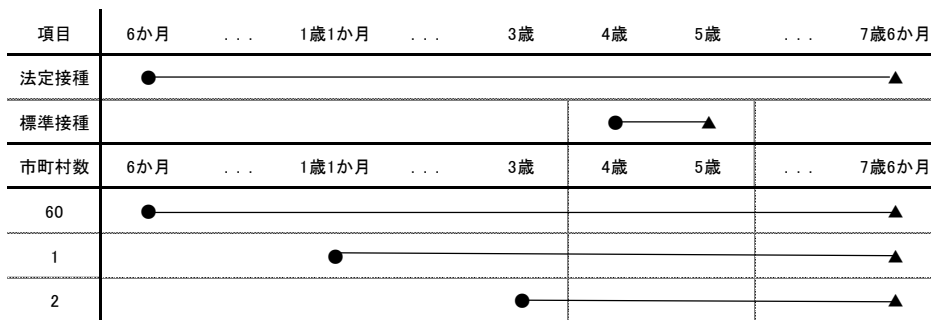


図3-7 日本脳炎1期追加 接種期間

(ウ) 2期

接種対象期間は、全市町村が定期接種期間と同じ9～13歳であった（図3-8）。

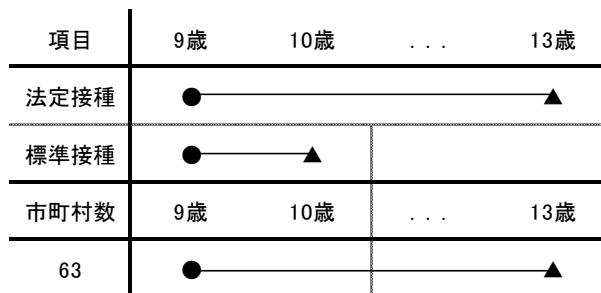


図3-8 日本脳炎2期 接種期間

エ 結核の予防接種（BCG）

接種開始年齢は、生後0か月：59市町村、生後2か月：1市町村、生後3か月：1市町村、生後5か月：2市町村であった。接種終了年齢は、全市町村で、1歳であった（図3-9）。

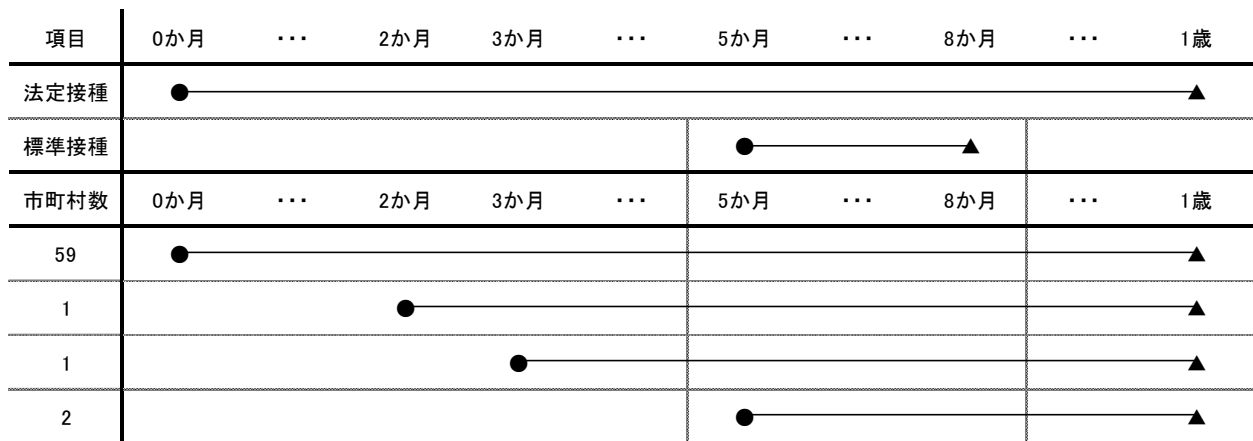
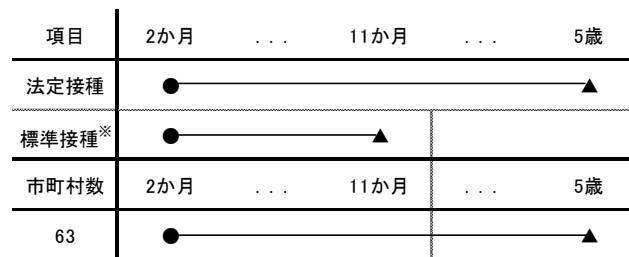


図3-9 BCG 接種期間

オ Hib 感染症の予防接種

(ア) 初回

接種対象期間は、全市町村が定期接種期間と同じ生後2か月～5歳であった（図3-10）。

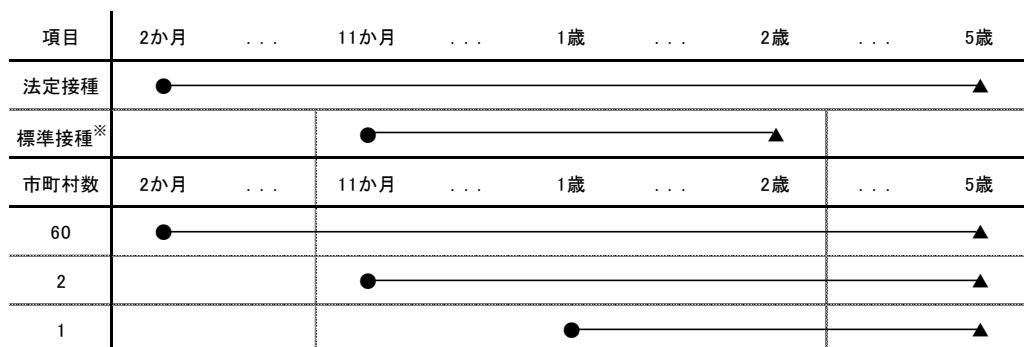


※初回接種開始年齢が生後2月から生後7月に至るまでの場合を想定

図3-10 Hib 初回 接種期間

(イ) 追加

接種開始年齢は、生後2か月：60市町村、生後11か月：2市町村、生後1歳：1市町村であった。接種終了年齢は、全市町村が5歳であった（図3-11）。



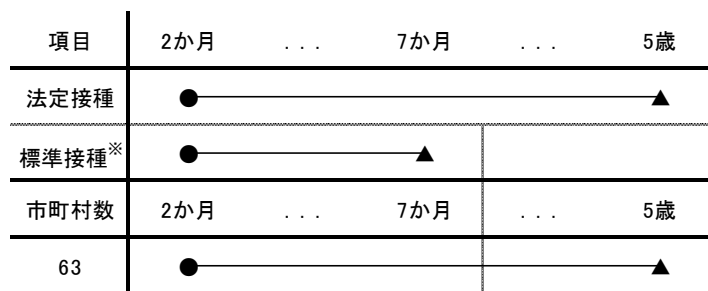
※初回接種開始年齢が生後2月から生後7月に至るまでの場合を想定

図3-11 Hib 追加 接種期間

カ 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

(ア) 初回

接種対象期間は、全市町村が生後2か月～5歳であった（図3-12）。



※初回接種開始年齢が生後2月から生後7月に至るまでの場合を想定

図3-12 小児用肺炎球菌初回 接種期間

(イ) 追加

接種開始年齢は、生後2か月：59市町村、1歳：4市町村であった。接種終了年齢は、全市町村で5歳であった（図3-13）。

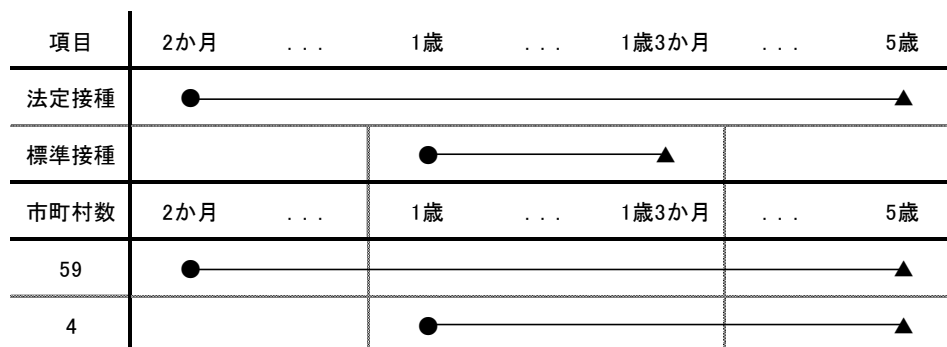


図3-13 小児用肺炎球菌追加 接種期間

キ 子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）の予防接種（HPV）

接種開始年齢は、11歳：62市町村、12歳：1市町村であった。接種終了年齢は、全市町村で定期接種期間と同じ17歳であった（図3-14）。

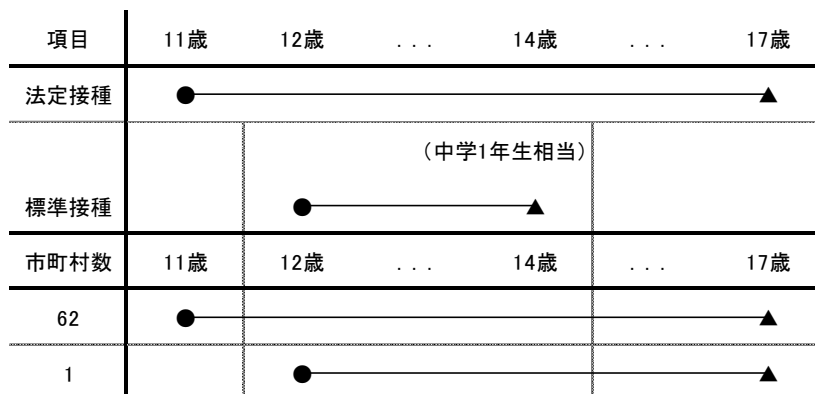


図3-14 HPV 接種期間

ク 水痘の予防接種

接種対象期間は、全市町村が定期接種期間と同じ1歳～3歳であった（図3-15）。

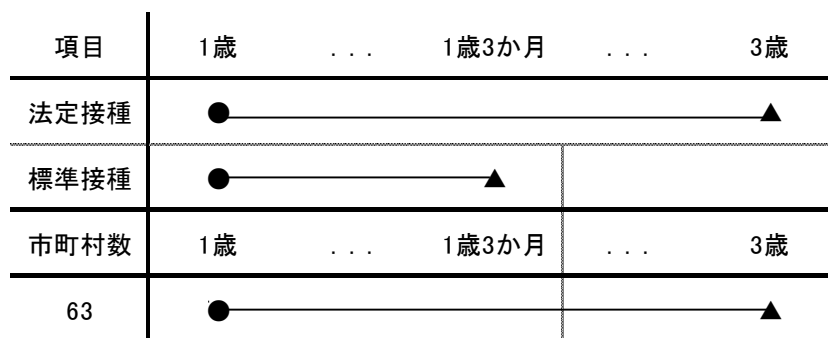


図3-15 水痘 接種期間

ケ B型肝炎の予防接種

接種開始年齢は、0か月：51市町村、2か月：12市町村であった。接種終了年齢は、全市町村が1歳であった（図3-16）。

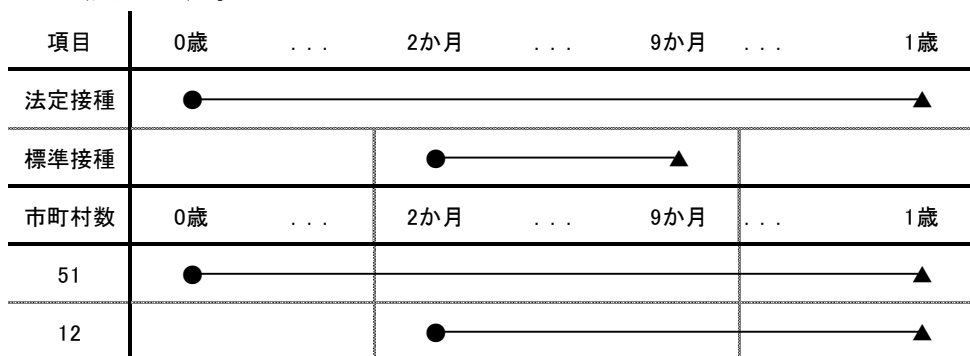


図3-16 B型肝炎 接種期間

コ ロタウイルス感染症の予防接種

(ア) 1価

接種開始年齢は、1か月：54市町村、2か月：9市町村であった。接種終了年齢は、全市町村が6か月であった（図3-17）。

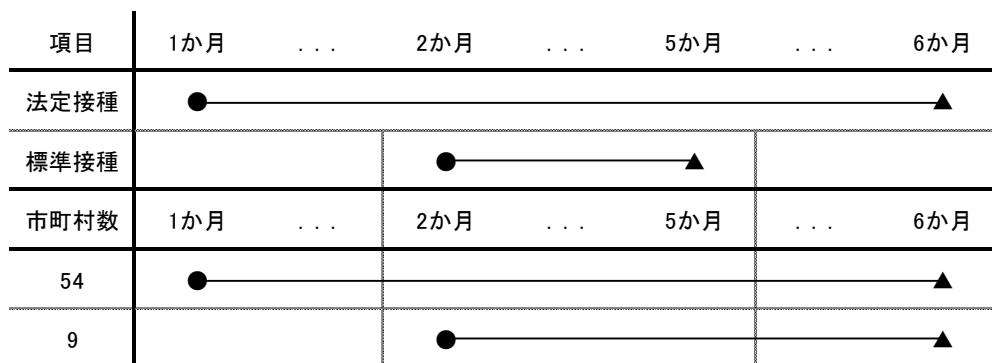


図3-17 ロタ1価 接種期間

(イ) 5価

接種開始年齢は、1 か月：53 市町村、2 か月：10 市町村であった。接種終了年齢は、全市町村が8 か月であった（図 3-18）。

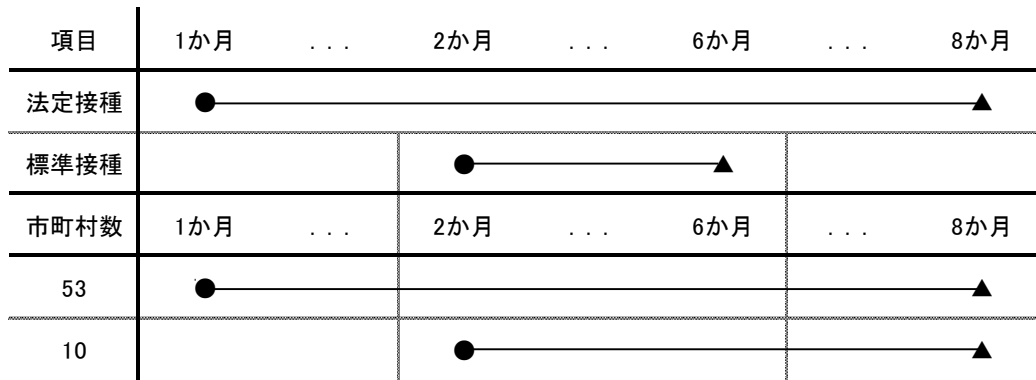


図 3 - 1 8 ロタ 5 価 接種期間

(4) 各予防接種における接種方式

接種の場所について、定期接種実施要領では、市区町村の要請に応じて予防接種に協力することを承諾した医師が、医療機関で行う個別接種が原則とされているが、予防接種の実施に適した施設において集団を対象とした集団接種によることも差し支えないとしている。

本調査ではその接種方式についても調査した。各予防接種について、市町村が定める個別・集団・個別集団併用（個集併用）の3接種方式について集計した（表3-1）。

ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種

DPT-IPV1期（初回・追加）、DT2期、IPV1期（初回・追加）は、すべての市町村で個別であった。

イ 麻しん及び風しんの予防接種

MR第1期及び第2期は、すべての市町村で個別であった。

麻しん単抗原ワクチン及び風しん単抗原ワクチンの第1期及び第2期は、個別：60市町村、実施なし：3市町村であった。

ウ 日本脳炎の予防接種

1期初回、追加、2期ともにすべての市町村で個別であった。

エ 結核の予防接種（BCG）

BCGは、個別：62市町村、個別集団併用：1市町村であった。

オ Hib感染症の予防接種

Hibは、初回、追加ともすべての市町村で個別であった。

カ 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

小児用肺炎球菌は、初回、追加ともすべての市町村で個別であった。

キ 子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）の予防接種（HPV）

HPVは、すべての市町村で個別であった。

ク 水痘の予防接種

水痘は、すべての市町村で個別であった。

ケ B型肝炎の予防接種

B型肝炎は、すべての市町村で個別であった。

コ ロタウイルス感染症の予防接種

ロタウイルスは、すべての市町村で個別であった。

表3-1 各ワクチンの接種方式（市町村数）

接種方式	DPT-IPV 1期 初回・追加	DT 2期	IPV1期 初回・追加	MR 第1・2期	麻しん・ 風しん 第1・2期	日本脳炎		
						1期初回	1期追加	2期
個別	63	63	63	63	* 60	63	63	63
集団	0	0	0	0	0	0	0	0
個集併用	0	0	0	0	0	0	0	0

接種方式	BCG	Hib 初回・追加	小児用 肺炎球菌 初回・追加	HPV (子宮頸がん)	水痘	B型肝炎 初回・追加	ロタ
集団	0	0	0	0	0	0	0
個集併用	1	0	0	0	0	0	0

* 麻しん・風しん第1・2期は、「該当なし」、「単抗原ワクチンは設定していない」及び「医師会との契約をしていないため、単抗原接種希望者がいた場合、混合ワクチンの接種を勧める」の計3市町村を除く。

令和5年度 定期予防接種実施計画 接種開始年齢一覧

保健所	市町村	四種混合(DPT-IPV)		DT2期	不活化ポリオ単独(IPV)	
		初回	追加		初回	追加
南部	蕨市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	戸田市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
朝霞	朝霞市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	志木市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	和光市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	新座市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	富士見市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	ふじみ野市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	三芳町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
春日部	春日部市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	松伏町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
草加	草加市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	八潮市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	三郷市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	吉川市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
鴻巣	鴻巣市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	上尾市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	桶川市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	北本市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	伊奈町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
東松山	東松山市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	滑川町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	嵐山町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	小川町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	川島町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	吉見町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	ときがわ町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	東秩父村	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
坂戸	坂戸市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	鶴ヶ島市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	毛呂山町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	越生町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	鳩山町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月

保健所	市町村	四種混合(DPT-IPV)		DT2期	不活化ポリオ単独(IPV)	
		初回	追加		初回	追加
狭山	所沢市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	飯能市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	狭山市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	入間市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	日高市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
加須	行田市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	加須市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	羽生市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
幸手	久喜市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	蓮田市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	幸手市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	白岡市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	宮代町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	杉戸町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
熊谷	熊谷市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	深谷市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	寄居町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
本庄	本庄市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	美里町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	神川町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	上里町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
秩父	秩父市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	横瀬町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	皆野町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	長瀬町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
	小鹿野町	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
さいたま市	さいたま市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
川越市	川越市	2か月	10か月	11歳	2か月	10か月
越谷市	越谷市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月
川口市	川口市	2か月	2か月	11歳	2か月	2か月

令和5年度 定期予防接種実施計画 接種開始年齢一覧

保健所	市町村	MR, 麻しん, 風しん		日本脳炎			BCG	Hib	
		1期	2期	1期初回	1期追加	2期		初回	追加
南部	蕨市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	戸田市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
朝霞	朝霞市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	志木市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	和光市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	新座市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	富士見市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	ふじみ野市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	三芳町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
春日部	春日部市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	松伏町	1歳	5歳	3歳	3歳	9歳	2か月	2か月	2か月
草加	草加市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	八潮市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	三郷市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	吉川市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
鴻巣	鴻巣市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	上尾市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	桶川市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	北本市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	伊奈町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
東松山	東松山市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	滑川町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	嵐山町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	小川町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	川島町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	吉見町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	ときがわ町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	東秩父村	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
坂戸	坂戸市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	鶴ヶ島市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	毛呂山町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	越生町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	鳩山町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月

保健所	市町村	MR, 麻しん, 風しん		日本脳炎			BCG	Hib	
		1期	2期	1期初回	1期追加	2期		初回	追加
狭山	所沢市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	飯能市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	狭山市	1歳*	5歳*	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	入間市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	日高市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
加須	行田市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	加須市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	羽生市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
幸手	久喜市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	蓮田市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	幸手市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	白岡市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	宮代町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	杉戸町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	11か月
熊谷	熊谷市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	深谷市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	5か月	2か月	1歳
	寄居町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	3か月	2か月	2か月
本庄	本庄市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	美里町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	神川町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	上里町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
秩父	秩父市	1歳*	5歳*	6か月	6か月	9歳	5か月	2か月	2か月
	横瀬町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	皆野町	1歳	5歳	3歳	3歳	9歳	0か月	2か月	2か月
	長瀬町	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
	小鹿野町	1歳*	5歳*	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
さいたま市	さいたま市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
川越市	川越市	1歳	5歳	6か月	1歳1か月	9歳	0か月	2か月	11か月
越谷市	越谷市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月
川口市	川口市	1歳	5歳	6か月	6か月	9歳	0か月	2か月	2か月

*麻しん及び風しんを除く

令和5年度 定期予防接種実施計画 接種開始年齢一覧

保健所	市町村	小児用肺炎球菌		HPV (子宮頸がん)	水痘	B型肝炎	ロタ	
		初回	追加				1価	5価
南部	蕨市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	2か月	2か月
	戸田市	2か月	1歳	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
朝霞	朝霞市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	志木市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	和光市	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	新座市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	富士見市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	ふじみ野市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	三芳町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
春日部	春日部市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	松伏町	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	2か月	2か月
草加	草加市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	2か月	2か月
	八潮市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	三郷市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	吉川市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
鴻巣	鴻巣市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	上尾市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	桶川市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	2か月
	北本市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	伊奈町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
東松山	東松山市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	2か月	2か月
	滑川町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	嵐山町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	小川町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	川島町	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	吉見町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	2か月	2か月
	ときがわ町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	2か月	2か月
	東秩父村	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
坂戸	坂戸市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	鶴ヶ島市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	毛呂山町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	越生町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	鳩山町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月

保健所	市町村	小児用肺炎球菌		HPV (子宮頸がん)	水痘	B型肝炎	ロタ	
		初回	追加				1価	5価
狭山	所沢市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	飯能市	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	狭山市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	入間市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	日高市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
加須	行田市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	加須市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	羽生市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
幸手	久喜市	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	蓮田市	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	2か月	2か月
	幸手市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	白岡市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	宮代町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	杉戸町	2か月	1歳	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
熊谷	熊谷市	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	深谷市	2か月	1歳	12歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	寄居町	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
本庄	本庄市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	美里町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	2か月	2か月
	神川町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
	上里町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
秩父	秩父市	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	横瀬町	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	皆野町	2か月	2か月	11歳	1歳	2か月	1か月	1か月
	長瀬町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	2か月	2か月
	小鹿野町	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
さいたま市	さいたま市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
川越市	川越市	2か月	1歳	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
越谷市	越谷市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月
川口市	川口市	2か月	2か月	11歳	1歳	0か月	1か月	1か月

令和5年度 定期予防接種実施計画 接種方式一覧

保健所	市町村	四種混合 (DPT-IPV)	DT2期	不活化 ポリオ 単独 (IPV)	MR	麻疹・風しん	日本脳炎		
					第1・2期	第1・2期	1期初回	1期追加	2期
南部	蕨市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	戸田市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
朝霞	朝霞市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	志木市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	和光市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	新座市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	富士見市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	ふじみ野市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	三芳町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
春日部	春日部市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	松伏町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
草加	草加市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	八潮市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	三郷市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	吉川市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
鴻巣	鴻巣市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	上尾市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	桶川市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	北本市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	伊奈町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
東松山	東松山市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	滑川町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	嵐山町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	小川町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	川島町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	吉見町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	ときがわ町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	東秩父村	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
坂戸	坂戸市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	鶴ヶ島市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	毛呂山町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	越生町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	鳩山町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別

保健所	市町村	四種混合 (DPT-IPV)	DT2期	不活化 ポリオ 単独 (IPV)	MR	麻しん・風しん	日本脳炎		
					第1・2期	第1・2期	1期初回	1期追加	2期
狭山	所沢市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	飯能市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	狭山市	個別	個別	個別	個別	*	個別	個別	個別
	入間市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	日高市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
加須	行田市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	加須市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	羽生市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
幸手	久喜市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	蓮田市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	幸手市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	白岡市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	宮代町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	杉戸町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
熊谷	熊谷市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	深谷市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	寄居町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
本庄	本庄市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	美里町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	神川町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	上里町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
秩父	秩父市	個別	個別	個別	個別	*	個別	個別	個別
	横瀬町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	皆野町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	長瀬町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	小鹿野町	個別	個別	個別	個別	**	個別	個別	個別
さいたま市	さいたま市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
川越市	川越市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
越谷市	越谷市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
川口市	川口市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別

令和5年度 定期予防接種実施計画 接種方式一覧

保健所	市町村	BCG	Hib	小児用肺炎球菌	HPV (子宮頸がん)	水痘	B型肝炎	ロタ
南部	蕨市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	戸田市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
朝霞	朝霞市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	志木市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	和光市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	新座市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	富士見市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	ふじみ野市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	三芳町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
春日部	春日部市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	松伏町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
草加	草加市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	八潮市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	三郷市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	吉川市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
鴻巣	鴻巣市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	上尾市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	桶川市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	北本市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	伊奈町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
東松山	東松山市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	滑川町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	嵐山町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	小川町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	川島町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	吉見町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	ときがわ町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	東秩父村	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
坂戸	坂戸市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	鶴ヶ島市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	毛呂山町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	越生町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	鳩山町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別

保健所	市町村	BCG	Hib	小児用肺炎球菌	HPV (子宮頸がん)	水痘	B型肝炎	ロタ
狭山	所沢市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	飯能市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	狭山市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	入間市	個集併用	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	日高市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
加須	行田市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	加須市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	羽生市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
幸手	久喜市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	蓮田市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	幸手市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	白岡市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	宮代町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	杉戸町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
熊谷	熊谷市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	深谷市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	寄居町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
本庄	本庄市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	美里町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	神川町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	上里町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
秩父	秩父市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	横瀬町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	皆野町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	長瀬町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	小鹿野町	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
さいたま市	さいたま市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
川越市	川越市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
越谷市	越谷市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
川口市	川口市	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別

*狭山市・秩父市:実施なし

**小鹿野町:医師会と契約をしていないため、単抗原接種希望がいた場合、混合ワクチンの接種を勧める。